

教育ローン利子補給事業 Q&A

① 出願全般について

手続きについて簡単に教えてください。

【県へ交付予約申請】 → 【交付予約決定】 → 【金融機関へローン申し込み】 → 【審査・融資決定】 → 【県へ交付申請】 → 【審査・交付決定】 → 【県へ請求（年1回）】 → 【県から額の確定・支払い】

といった流れになります。

例えば、高3時に交付予約をしておけば、次年度医学部に入学した際に確実に制度をご利用いただけます。

詳細は下記URLに事業フロー図を掲載しておりますので、アクセスいただきご覧ください。

[【事業フロー図はこちらをクリック】](#)

どのようなところで教育ローンを組めばよいのですか？

茨城県と協定を締結している金融機関は下記のとおりです。

○株式会社常陽銀行 ○株式会社筑波銀行 ○茨城県信用組合 ○水戸信用金庫 ○結城信用金庫

※対象となる金融商品の内容については、各金融機関にお問い合わせください。

※県で指定している商品のみが、利子補給の対象となっておりますので教育ローンを結ぶ際にはご注意ください。

大学の合否がまだ出ていません。応募はできますか？

令和5年度の交付予約はすでに開始しております。受験前でも条件を満たせば交付予約を行うことは可能です。

在学途中からでも申込できますか？

申込みいただけます。

定員はありますか？

年間50名程度とさせていただきます。（県の予算額に達した段階で募集終了となります。）

申込時期や申請書類について知りたい

① 交付予約（令和5年度向け）募集要項は下記ページからご覧ください

[【予約募集要項はこちらをクリック】](#)

予約受付期間： 令和4年（2022年）8月5日（金）から

② 交付申請（令和4年度向け）募集要項は下記ページからご覧ください

【予約募集要項】 <https://ibaraki-dl.jp/wp/wp-content/uploads/2021/10/ef756b515a994ddc9eab9946092e1e7b.pdf>

予約受付期間： 令和3年（2021年）9月29日（水）から

【募集要項】 <https://ibaraki-dl.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/7b9e60c659e606831e8008e2dbad2e64.pdf>

募集受付期間：~~第1次募集 令和4年（2022年）6月10日（金）まで~~

第2次募集 令和4年（2022年）7月1日（金）から9月9日（金）まで

第3次募集 令和4年（2022年）10月3日（月）から12月9日（金）まで

第4次募集 令和5年（2023年）1月4日（水）から3月10日（金）まで

何年間で返済すればよいのか、返済のスタートはいつからか？また、融資を受けられる額は収入等に関係があるのでしょうか？

借入金額や借入れを行う金融機関によって異なるため、借入れをお考えの金融機関にお問い合わせ下さい。

交付対象者の条件はありますか？

次のいずれかの区分の対象要件を満たす医学生または保護者等であって、借入対象金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受ける予定の者

区分	対象要件	借入対象金融機関
県内出身者等	以下のいずれにも該当すること ・医学部進学者が、平成31年度以降に大学に進学した（する予定である）者であること ・医学部進学者が、県内の高等学校等を卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格している（する予定である）こと ・保護者等が、申請日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者であること	株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合 水戸信用金庫 結城信用金庫
その他	「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさず、以下のいずれにも該当すること ・医学部進学者が、令和5年度以降に大学に進学した（する予定である）者であること ・医学部進学者が、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれかの貸与を受けている（受ける予定である）こと	株式会社常陽銀行

※「その他」の区分に該当する方は、株式会社常陽銀行から教育ローンの融資を受ける場合のみ申請対象となりますので、ご注意ください。

交付の条件はありますか？

- (1)茨城県補助金等交付規則及び茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱の規定に従うこと。
- (2)利子補給の対象となる医学部進学者は、茨城県地域医療支援センターが実施する個別面談等に参加すること。
- (3)利子補給の対象となる医学部進学者は、医学部卒業後 10 年以内に県内の医療機関に 2 年以上勤務すること。

※医学部卒業後、10 年以内に県内の医療機関に 2 年以上勤務しなかった場合は、利子補給金を返還していただきます。

※他の就労義務を伴う奨学金等や利子補給金との併用はできません。令和 2 年度(2020 年度)以降の医学部進学者については、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金及び利子補給金の交付条件を満たすことを妨げない就労義務が設けられている奨学金等との併用が可能です。

借入限度額について上限はあるのでしょうか？

借入限度額については、3,000 万円を上限としております。

※ただし、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金及び茨城県海外対象医師修学研修資金の貸与を受ける方は、対象借入限度額は 2,000 万円となります。

※県の交付予約の決定は、各金融機関の融資の決定を保証するものではありませんので、各金融機関の審査を経る必要があります。

利子補給されるまでにどのくらいの時間がかかりますか？

「茨城県医師教育資金利子補給金請求書兼実績報告書（様式第 9 号）」及び「茨城県医師教育資金利子補給金利子支払証明書（様式第 10 号）」等を年度末に県へ提出いただき、内容を審査後、速やかに補給金を交付します。

② 医学部卒業後の要件について

10 年以内に県内の医療機関に 2 年以上勤務しなかった場合には、利子補給金を返還することになっていますが、どのような医療機関で勤務をすればよいのでしょうか？

交付の条件は、県内の医療機関に医学部卒業後、10 年以内に 2 年間以上勤務することとなっております。茨城県医師修学資金及び茨城県地域医療医師修学資金のように、地域や医療機関の指定はありません。

(例)

- ・臨床研修（2 年間）を茨城県内で実施する。
- ・臨床研修は県外で実施するが、臨床研修終了後に 2 年間茨城県内の医療機関で勤務をする。